

1. 議事日程

〔平成24年第2回安芸高田市議会6月定例会第17日目〕

平成24年 6月29日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第51号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第53号 財産の取得について
日程第4 議案第54号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する
条例
日程第5 議案第55号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第58号 工事請負契約の締結について
【土師サイクリングターミナル建築工事】
日程第7 議員派遣の件について
日程第8 閉会中の継続審査及び調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番 赤川三郎 14番 青原敏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長 浜田一義 副市長 藤川幸典

教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企 画 振 興 部 長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝 治
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	小 田 忠 明	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 高
教 育 次 長	沖 野 和 明	消 防 長	久 保 一 憲
会 計 管 理 者	森 川 薫 修	八 千 代 支 所 長	叶 丸 静 雅
美 土 里 支 所 長	高 本 明 彦	高 宮 支 所 長	藤 井 崎 賢
総 務 課 長	杉 安 平	向 原 支 所 長	岡 西 保 典
政 策 企 画 課 長		行 政 経 営 課 長	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	山 中 章
係 長	森 岡 雅 昭	専 門 員	藤 堂 洋 介

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

○藤井議長 それでは、定刻になりました。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
1点、監査委員より平成24年5月分の例月出納検査の報告がありました。  
写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で終わります。

○藤井議長 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において13番
赤川三郎君、及び14番 青原敏治君を指名いたします。
続いて、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協
議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金
行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 報告します。
本日の会議の運営につきまして、去る6月27日、議会運営委員会を開
き、次のとおり本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。
追加案件となる「議案第58号」の取り扱いについて協議を行い、提案
理由後に、質疑、討論、採決を行うよう日程に追加いたしました。
以上、報告を終わります。

○藤井議長 ただいま委員長の報告のとおり、追加提案されます議案第58号を本日
の日程にあげております

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第51号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条  
例

○藤井議長 日程第2、議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例」の件を議題といたします。  
本件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長か  
ら審査結果の報告を求めます。  
文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。  
平成24年6月13日付で、本委員会に付託されました議案について、審  
査の結果を報告いたします。  
付託された議案につきまして、6月21日に委員会を開き、市長、副市

長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、高齢化の進展、高度医療の向上により、年々医療費が上昇している背景から、安定した国民健康保険の財政運営を行うために、今回、保険税率の引き上げを行うものであります。この改正により、一人及び一世帯当たりの賦課額は、現行と比較して、平均で、一人当たり19.94%、一世帯あたり19.99%上昇することになります。審査にあたっては、執行部に対し、「平成23年度国民健康保険事業実績」についてもあわせて説明を求め、慎重に審査を行いました。

主な質疑や意見は次のとおりであります。委員より、「平成21年から3年間、保険税率を据え置いているが、基金取り崩しや一般会計からの繰り入れ等の推移を見ても、既に先が予想できる状況にあったのではないか。段階的に税率を上げるということは考えられなかったのか」等の質疑があり、執行部より、「平成20年8月のリーマンショックによる経済不況があったため、引き上げを控えた。経済状況が好転することも期待しながら、3年間据え置き等の努力をしたが、その後も景気は回復せず、市民の皆様に急激な変化を求めることについては申しわけなく思うが、丁重に説明を行ってまいりたい」等の答弁がありました。

また、委員より「国民健康保険の財政安定化計画において、26年度に同様の見直しが行われるとされているが、今後の見通しはどうか」との質疑があり、執行部より「市民総ヘルパー構想、健康あきたかた21の強力な推進等により、医療費の抑制を進めていき、その効果も出てくると考えるが、中山間地域であり、高齢化率も高い本市にとっては、国民健康保険の財政運営は非常に厳しい状況であるため、一般財源の繰り入れもやむを得ないと考えている。」との答弁がありました。

委員より「今後の、国民健康保険事業の広域化についての具体的な動きは」との質疑があり、執行部より「広島県では平成27年度を目途に、県内全域で統一するというビジョンのもと、現在基礎調査を進めている状況である」との答弁がありました。

また、委員より「国民健康保険制度は、被保険者にとっては命を守る大切な制度であり、現在会社員の方もいずれはこの制度に加入することになるため、加入者のみの問題ではない。この制度の仕組みや、制度を堅持するためには、今回、税率を上げるとしてもやむを得ないということについて、市民の皆様に丁重に説明をし、理解をしていただくような工夫を十分にさせていただきたい」との意見があり、執行部より「どのような方法が一番理解していただけるかということを再検討し、親切で丁重な説明を行ってまいりたい。市民の方々にも、医療の適正化に対して認識を持っていただき、健康増進に向けた取り組みを進めていただけるよう啓発してまいりたい」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

質疑がありますので、ただいま委員長の審査の経過と結果に対する質疑のみ受け付けをしたいと思います。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員

委員長のほうから審査の結果が報告をされましたけれども、我々が考えてるような当然の委員会の中で質疑もあったようですが、そういった中で議論のやはり一番もとにすべきところが市民の負担増ということですね。そういったことが今後非常に懸念をされるということが考えられます。そういった面からすると、執行部のほうから丁寧な説明の中で市民の皆様に理解を得るといふような答えがあったようですが、ただ説明を丁寧にするだけで本当に市民の皆さんが生活の中で対応できるのかどうか、そういった危惧があります。そういった観点から、低所得者の皆さん、そういった皆さんの負担軽減に対する制度があると思いますが、そういったものに対しても現在の状況、それがこの税条例を改正した中でどういった変化が起こるのか、そういった推測をした部分の検討がなされたのかどうか、そういった点について、まず1点お伺いをいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長

今の熊高議員の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在の低所得者の割合でございますけど、7割、5割、2割という規定がございます。その規定の数値をちょっと言わせていただきたいというふうに思います。

24年度が改定をされた時点の推計でございますけど、7割減額については1,254、5割減額が271、2割減額が679世帯ですね。合計で2,204世帯というふうになっております。24年度におきましては、改定後はかなり出るんじゃないかというふうな予測がありますが、今推計では42.7%ぐらいの方が7割、5割、2割減額の対象者と見込まれる予定であります。以上です。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

よろしいでしょうか。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長

推移でございますけど、報告書の中にも述べてありますように、執行部のほうからは経済不況という状況の中で3年間は据え置いてきたというふうに聞いております。それと、今後は27年度、広域連合をにらみながら協議をして、基礎調査をしながら、また報告を受けながらこの保険事業を適正にやっという答弁でありました。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 委員長のほうもなかなか厳しい状況という認識は当然腹の中にあるというふうな中での御答弁であったというふうに思います。そういった中で、先ほども委員の質問の中の3番目でしたか、広域化というのが平成27年に向けて進めておられるということですが、そういった広域化に向けての我がまち、我が市の財政安定ということで、そういった状況もつくる必要があるというふうなことで今回の税条例の引き上げという形にもなっているというような背景があろうと思います。そういった中で広域化が平成27年に行われたときに、果たして現在の状況をもっていったときにどのように変化をしていくのか。好転をしていく、広島市あたりと都市部と連携すると当然若い人が多いですから、そういった面では税率というのは下がってくる可能性はあるんですが、そういった見通しももっての検討の中で、この20%近い引き上げということになったのかどうか、もう一点その辺についてお伺いをさせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 今後の見通しということでございますけど、委員長報告の中にもありましたように、現在基礎調査を進めている状況であるということであります。この推移を見ながら我々もしっかりチェックしながら、今後の推移を見守っていききたいと。先ほどの熊高議員の質疑の中にもありましたように、少しでもこれが安くなれば、軽減されればよかろうというふうな思いは持って我々もしっかり推移を見守っていききたいというふうに考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 最後の質問になりますけども、ちょうど国会でも消費税の増税法案が衆議院で可決をされ参議院のほうに審議を移行するという状況になっておりますが、消費税の増加という形で8%から10%順次上がっていきませんが、そういった試算もされて300万円の収入の使途が年間10万円前後でしたかね、9万円余り増加するというような結果も新聞報道でされておりましたが、そういったものも含めてどんどん市民の税負担っていうものが大きくなってくるんですね。そういった状況を含めてこの時期に20%近いものを税条例であげていくということが、ちょうど広域化が27年ですから、消費税の増税と1年ずれると思うんですね。そうすると広域化をすれば税率が下がる可能性があるかもわかりませんが、そのちょうど消費税が上がるころの市民の皆さんの負担というのは非常に大きなものが出てくるような予想がされるんですね。そういった面も21日に審議をされたんですが、それ以後に国会のほうがそういった動きになってますから、そこら辺の審議まで十分尽くせる状況ではなかったかと思えますけども、そういったことも含めて市民の税負担というものがど

うなるかというのをしっかりと検討されておるような議論がなされたのかどうか。そういった全体の税の負担というものを考えたこの税条例の動きというふうなものになってるのかどうか、そこらを重ねて確認をしておきたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 ただいまの質疑でございますけども、委員会を開いた当時はまだ消費税云々はなかったわけですが、衆議院を通過したということで、それを見据えてではないんですが、今後の推移を見守りながら議論をして経過を好転に向けるように我々も努力をせないけんのじゃないかというふうな思いは持っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質問はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

討論がございますので、まず反対討論を認めます。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 この国保の関係というのは、現状の中で賛否を表明するというので、とりわけ反対討論というのは非常に心苦しいといえますか、そういった思いを持っておりますが、しかしこの大事な事業でありますことにつきましては、市民の皆さんからこの行政の各般にわたって負託を受けている議員の1人といたしまして、今日の国保の財政事情の中で引き上げをしなければいけないということについての思いを申し述べて、今日この国保の財政運営がどのように市民の生活に、またそれを支えていく市政にとってもどれほど困難な事態にあるのかということを訴えをしていかなければいけない。私の思いは決してこの市政が今日の状態を引き起こしておるものではないと、この点をはっきりと明言をしておきたいと思うわけであります。

返りまして、先ほど来もいろいろ報告に対する質疑等もございましたが、私は合併以来今日まで国保の運営につきましては、市の提案されることに対しまして異論を申し上げた記憶はございません。とりわけ今日までの21年度からの3年間の据え置き等につきましては、非常に加入者の立場に心を砕いて本当に懸命に力を尽くしてこられたと。ですから先ほど申し上げましたように、議会においても全く全員賛成で来たことは御承知のとおりであります。一口に言いますと、今日の事態に財政状況はなってくるということは当初からわかっていたわけですね。大幅引き上げということにはなりますが、何といたしましても我々は今日の事態は来るんであると、こういうことをわかりながら、しかし加入者の皆さんが負担をできるだけ抑えていくと、こういうことでは提案側と一致し

て来たのが実情であるところのように考えております。しかし、そうしたことに申しあげましたような努力はなされてきても、どうしても税の引き上げをしなければいけないということの原因は一体どこにあるのかと、私はこうしたことをやっぱり明らかにしていかなければ、将来にわたって本市の国保運営における財政問題は本市のみならず全国的に各市町においての共通した大きな課題であると思うんですね。ですからこの際、この根源となる問題をはっきり私たちはつかんで、そうしてその解決にしかるべく努力をしていかなければならないとこのように考えるものであります。引き上げをしなければならぬというところまで追い詰められているこの状況。私はやっぱり国の施策に問題があると、このように考えるわけでありまして、詳しい内容につきましては、私も専門家ではございませんが、しかし表向き国が言ってきたこと、これは国保制度は社会保障の一環であるところと言ってきました。これは申しあげるまでもなく、その構成者となるものはいわゆる低所得者層が主であり、また高齢者がその主なる構成員になるということから、国は当初、国の支援なくして健全な国保の運営はできない、このような観点から国は国庫負担を持ってこの運営をされていくとこのように考えてきていたわけでありまして、ところが、国はその後とりわけ昭和59年度から国の負担額について引き下げを行うというようなやり方をしてまいりました。これにつきましては、それにかわる国の制度負担も行われてきたというような面もございます。しかし、それはそれとして実際にこの末端の、例えば本市におきましても言えますことは、財政規模から申し上げますと、非常に大きな一般会計からの持ち出し、また当然積立金の取り崩し等は本当に私は厳しいの一言に尽きると思うわけでありまして、これがいつまでそういう状態を続けていくことができるのか、非常に先行きは不透明でございます。そのようなことから私たちが市民の代表として、また向こう加入者の立場に立って考えますときに、議会が全員一致で現状でいたし方ないんだという態度をとることはいかなるものかとこのように数日来考えてまいりました。執行部の提案に対しましては、非常に心苦しいこととでございます。申しあげることは本当にやねこいわけでありまして、私はやはり今後を考えますときに、国保運営については国が末端の市町の財政運営、行政全般にわたるそうしたことに対する理解、とりわけ今後財政については十分な審議を行うべく我々市として議会として強く要請をしていかなければ当然行き詰まりが来るだろうとこのように考えるわけでありまして、全員賛成によってこれでよろしいんだというわけにはいかないという意思表示のために、あえて反対討論を打ち出させていただくものであります。以上です。

○藤井議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。発言はありませんか。  
10番 山本優君。

○山本議員 議案第51号の「国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。



今回の国民健康保険条例の一部改正する条例につきましては、平成20年8月におきましたリーマンショックの影響もありまして、前回の改正以来3年ぶりの約20%の大幅な値上げとなる改正でございます。これは当初約30%の値上げが予定されておられたと思いますけれども、19.9%という低率に抑制されたことは執行部の皆さんの努力であろうと考えます。ですが、この地域への説明責任というものがなかなかされていないように考えます。広報などでも載っておりますけれども、市民の皆様にはなかなか理解しがたいところが多々あるようでございます。市長をはじめ皆さんには、市民の皆さんに値上げとなる根拠というものをしっかりと説明していただきたいと思えます。

またこの値上げの根拠といたしましては、皆さんがよく御存じだろうと思えますが、人口構造の変化、それによる医療費の高騰、合併以来の基金の取り崩しによる資金や基金の大幅な減少を来しておるところでございます。一般会計からの繰り入れも今回されておりますが、今後はその繰り入れもままならない状態になるのではないかと考えております。市長は保険税値上げにつきましては、苦慮されておられるようでございます。その中で市民総ヘルパー構想の推進、あきたかた健康21の推進計画など実施事業の費用対効果をねらっておられます。その認識に立たれてこれからも市民の医療費を抑制するように努力させていただくように要望するところでございます。この国民健康保険制度というのは市民の生命を守る重要な制度でございます。制度を破綻させるわけにもいきませんし、市民の生命を守るためには値上げもままならないのではないかと私は考えます。その辺を今後は市長をはじめ皆さんでしっかりと市民に説明していただき、医療費値上げについて理解を得られるように努力していただきたいと思えます。これからは27年度に広域化を計画されておると言われておりますが、これもまだまだ先行きは不透明だろうと思えます。しかしながら市民の生活を守るためにはこの制度をしっかりと堅持していかなければならないということで、市民に理解を求めた上でしっかりとこの制度を維持していただきたいと思えます。そのためにはこの国民健康保険制度、医療費の値上げ、基金の減少の中での医療費の値上げに対しては市長をはじめしっかりと上げ幅を抑制されておるということで賛成討論といたしたいと思えます。

○藤井議長 ほかには討論はありませんか。

反対討論を認めます。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案第51条の「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の反対という立場で討論をさせていただきます。

先ほども賛成討論の中でもありましたように、非常に厳しい状況というのは私も十分理解をしております。ただ、3年間据え置いたということがいろんな要因があるというふうに聞きますけれども、やはり市民の皆さんに事前に危機感を持っていただくためにも事前に段階的に税の上昇

というものを図っていくべきではなかったかなという思いをしております。ここにきて20%近い税の上昇ということ。さらには先ほども質疑の中で言いましたように、いろんな環境の中の税というのが上昇する傾向になるこの最中に、こういったものを一気にそういった状況にするというのがいかなものか。これから広域化ということも含めて段階的にその状況を見きわめながらいろいろな対応というのはできるというふうに思うんですね。そういった意味で全く税の上昇というのをゼロにしないで、私には反対するわけではありませんが、やはり市民の立場に立って税の上昇率というのを抑えながら広域化までどんなふうに具体的に対応していくのか、そういったものが我々も含めて市民の皆さんに十分理解が図れるようなそういった取り組みというのをやる中で再検討をいただきたいと。そういった意味でこの20%近い税の条例改正というそのものには反対をさせていただき、できれば議員諸兄の御理解をいただいて、再度税の上昇率というのを再検討していただき、もっともっと具体的に中身を精査していく、そういった時間が必要ではないかと。そういった立場で反対をするものでありますし、これから議会改革の名のもとに議会報告会もなされるわけですが、そういった場で私は市民の皆さんにこの20%近い税の上昇というものを十分説明する自信はありません。そういった立場から議員の皆さんも自分がそういった立場で説明責任が本当になされるかどうか、そういったことも含めて十分吟味をされての賛否を図っていただきたいと思います。そういった立場で私は反対をさせていただきます。以上です。

○藤井議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番 前重昌敬君。

○前重議員 議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど同僚議員からありましたように、この問題につきましては、国の施策そうしたところがまずもって問題点があるということが根本的な原因だろうと考えます。そしてまた先ほどから申しますように、中国地方、中山間地域ならではの特有の状況、この辺を加味しましてこうしたところに来る状況、確かに過去にかえればここにおられる議員方も合併前からこの件はわかっていた状況だと考えます。そうしたところを踏まえて、やはり10年、20年先を見据えた形での早目の形ができていけばもっとここに至った20%という指数は起きてこなかったと私は考えます。その中で今回、社会保障と税の一体の改革、この辺も先ほど26日に国会の衆議院を通過したという形でございます。確かにこれは私も国民健康保険の一人者でございます。確かに厳しい状況でございます。これを低所得者、今説明がございましたように、委員長のほうからございましたように、これを負担軽減、ここだけではできないという状況は確実にされます。しかし、今のこの状況を乗り切るには市長が施策の方針の中で言われておりました、地域に向いてまず責任説明を果たすと、こうし

たところはまずもって今光のネットワーク整備に向けて市職員が一丸となってやっておられる。こうしたところも相対する中でこの説明責任、特に今この3月に提出いただきました国民健康保険財政安定化計画、これも今までのことを踏まえて24年度から28年度計画を持ってやりますよと、そうしたところがまだ市民の皆様には伝わってない。こうしたところをしっかりと伝えていただきながら、そして今の医療費、これは根本的な問題でございます。ここをしっかりと市民にわからせていただく、情報を提供する。特にいろいろと医療費に関しましては60歳以上、前後、私もそうでございますが、そうしたところがいかに費用負担がなされているか、そうしたところをまずもって市民が理解をいただかないとこの問題というものは解決できないと考えます。そうしたところを踏まえまして、いろいろと今市長のほうでは市民総ヘルパー構想、こうしたところも含めましてこの計画。そしてまたあきたかた健康21、こうしたところを今推進をしようというところで今職員さんも頑張っておられるということには認識します。そうしたことを踏まえまして、これが市長がこの2期目に入りまして4年というものの計画の中で実質1年1年の推移をしっかりと市職員も認識していただいて、来年のこの時期にはこういう成果が上がったと。今の運営協議会、また今の常任委員会の中でも話が出ておりました、同僚議員からですね。その費用対効果いろいろな国の補助金、いろんな市の単独の事業を使ってそういう健康でおってくださいよというのが皆様にわかるような費用対効果、これを示していかないと、市民は納得できません。そうしたところを含めて今後市の職員さんも大変です。私たち議員も大変です。私たちも今同僚議員がありましたように説明責任を果たしていかないといけない。こういうところを踏まえまして、どうかこの事業を反対という立場で私は置いてはおかれたい状況にあると今考えます。県もそうしたところを踏まえて今27年度に向けて調査を開始して、また成果が出てくるんじゃないか、結果がまた方向性が示されるという状況でございます。この辺も早目の情報提供、この辺は市の執行部にお願いしときたいと思います。こうしたところを踏まえまして、今ホームページ、パンフレット等で市のほうはやられると言っておられますが、ただ、これで説明してるよというのは、これは市民に絶対伝わっておりません。今同僚からありましたように、ほんと隅々まで広いこの安芸高田市の地域の中で説明していこうと思えば大変であります。しかしそれをやらないと市民は納得できないのです。それをどうかこの市と議会、また地域、市民、この32の振興組織がでございます。こうしたところへ出ていただいてこの説明をどうかわかりやすく丁寧に理解しやすくしていただくように切に強く、強く、強く要望しまして私の賛成の討論といたします。

○藤井議長　ほかに討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、引き続き賛成討論の発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての賛成討論を行います。

私、文教厚生常任委員会において委員として委員会の中でも低所得者に対する減額措置の内容について質疑を行い、それを理解しつつ委員会において賛成したことについて委員長報告にもありましたが、さらに自分の調査の中で考えをまとめたこともありますので、反対討論がありましたので賛成討論として意見を申し上げます。

だれもが安心して医療を受けられる国民皆保健制度の維持は大変重要なことであります。この最後のとりでとして市町の国保はその大きな役割を担っております。しかし、維持していくためにその構成を見ますと、国保の加入者の構成は退職した高齢者や無職の方、疾病リスクの高い方や保険税支払い能力の弱い低所得者の人を抱えているために医療費の増加と基金の枯渇により特別会計でありながら、本市では法定外繰り入れという方法をとって全体でカバーをしております。この法定外繰り入れは法律で定められた額、法定額を超えて一般会計、税金から国保財政に加入者が安芸高田市の人口の約4分の1を占める7,700人にお金をつぎ込んでいくことです。平成23年度法定外繰り入れについて、県内市町、私が調べましたところ県内23市町のうち12市町で法定外繰り入れを行っております。一番多い額からいいますと、福山市が約2億2,000万円。三次市が約1億8,000万円。次いで3番目です。安芸高田市が1億円の繰り入れを23年度行っております。では加入者はといいますと、福山は11万4,000人、人口が約46万人として約4分の1ですね。1人当たり2,000円の繰り入れになります。三次は1万3,000人で人口5万7,000人ぐらいですので1人当たり1万3,800円。そして安芸高田市は、7,700人で1万3,000円となります。このたび今年度市は2億円の繰り入れをすとなれば、1人当たり2万6,000円の繰り入れをすることになります。倍になるわけです。全国平均でも1人当たり約1万円とも言われておりました。税の公平性からみても、また今回の繰入額からもこの本市の財政にとって大変厳しいものとなると考えます。さらにもっと財政難の市町では、こういった一般会計からの繰り入れができず財源手当てがつかない繰上充用、歳入から歳出に不足するときは翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てているといえます。これを行えば自転車操業状態となります。一度そういう状況になってしまうとそこから抜け出すことは容易ではありません。そうならないように食いとめることも市の財政を考えますと大変重要なことだと考えます。

次に、では市は何をしているか。医療費の増加は大変なもので抑制に力を入れております。平成22年度はレセプト点検による財政効果額が県内第1位。総額3,290万円の効果を出しております。平成22年度の収納率は96.5%、これも県内第4位。特定健診受診率は49.3%で県内1位でござ

います。国保の非保険者のがん検診、特定健診の無料化と人間ドックの助成など保険事業費に保険税のこの国保保険税の約1割を充てております。高額医療費につながる疾病の重症化の抑制のための事業も現在動き出しております。このように保険税はかかった医療費だけに使われるのではなく、早期発見、早期治療に必要な検診などにも使われ県内でも上位の推進、効果を出している状況です。こういう状況の中、ではこの定例会6月現在、他の自治体でも改正されてきております。他の自治体の県内市町と比較しますと改定率ではこのたび出されている安芸高田市の国保税の改正の改定率5番目に高く、金額では6番目となっております。もちろん他の市町と比べて一番ではないからいいでしょというわけではございません。税額が上がることは本当に悲鳴が出るほど厳しいことです。ですから、低所得者に対するさらなる対応が必要となると考えます。これについては先ほど委員長からもありましたけれども、税の減額、軽減措置を本市は申請ではなく市のほうで行っている状況があります。さらには市独自で減免の取り扱いを行っております。それも安芸高田市国民健康保険税の減免に関する取り扱い要綱という要綱を決めて行っております。また滞納においても短期保険者資格証明書などの交付についても相談をしっかりと行っている状況があります。

今回3年間据え置き、介護保険料など税金がメジロ押しで上がっていく中でこの時期にこの税率アップとなったことについての私は市長の責任は大変重いと思っております。しかし、先ほどあげました3点、法定外繰り入れの状況、医療費の増加を抑制する事業とその効果、低所得者への対応、さらには平成27年度に向けて動き出している国保の保険者の広域化では国保税額の算定方式を新たな方式、今4方式ですけれども3方式に改める必要が生じる上に、これまでの赤字解消や収納率アップ、保険事業の成果をどんどんと求められていく、幾つものハードルを越えていくことが求められる中でこれからもだれもが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の維持を考えるにあたっては、他の税率引き上げと同時期となり、また大幅アップになったのは遺憾ではありますが、今回の改正は必要と考え、賛成討論といたします。

○藤井議長 ほか賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 財産の取得について

日程第4 議案第54号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第55号 議案第55号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第3、議案第53号「財産の取得について」の件から日程第5、議案第55号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 前川正昭君。

○前川産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年6月13日付で、産業建設常任委員会に付託のありました議案第53号、議案第54号及び議案第55号の3件について、議案審査の結果を報告いたします。

付託されました議案3件につきまして、6月26日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第53号「財産の取得について」は、安芸高田市土地開発公社が所有する「甲田町上甲立字沢田120番1」の土地6,006平方メートルを、5,300万円で市が取得するもので、取得後は、子育て・婚活定住促進団地として16区画を分譲するというものでありました。

次に、議案第54号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例」は、現在ある向原町の向ヶ丘定住促進団地の1団地10区画に、新たに甲田町の上甲立団地と高宮町のえのき団地の2団地19区画を追加し、3団地29区画とするものでありました。

次に、議案第55号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」は、市が所有する常友住宅の敷地内にあった合併浄化槽を廃止し、その跡地を有効活用するため、団地内駐車場として活用するもので、1区画の駐車場使用料を月額3,300円と定めるものでありました。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。議案第53号では、委員より「土地開発公社が当時購入した金額に対し、市が購入する金額が高くなっているが、購入金額が上昇した経緯は何か」との質疑があり、執行部より「土地購入費の借入に対する支払い利息、土地造成費用、購入時の諸費用を上乗せした額での購入金額となっている」との答弁がありました。

また、委員より「分譲価格について、土地評価額との比較や婚活定住促進団地として販売するための価格設定などの見通しはあるのか」との質疑がありました。執行部より「販売価格は、今後、定住促進分譲委員会で評価額により決定となるが、子育て・婚活世帯には、補助制度で結果的に安くなるということも含め、土地の評価を基準に決めたいと考え

ている」との答弁がありました。

議案第55号では、委員より「敷地内駐車場と敷地外駐車場の料金の違いと料金設定の基準はあるのか」との質疑があり、執行部より「敷地外駐車場は、住宅敷地以外の場所にある未舗装の駐車場であり、現在、月額2,000円の料金となっている。敷地内駐車場は、今回、浄化槽跡地として舗装した駐車場で、市有郡山住宅と同額の月額3,300円に設定した。」との答弁がありました。

付託の3議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

- 藤井議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長の報告に対しての質疑はありませんか。  
(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第53号から議案第55号までの3件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。  
本3件に対する討論はありませんか。  
(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより本3件を個別に採決いたします。  
まず、議案第53号「財産の取得について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第54号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第55号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。ここで11時15分まで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第58号 工事請負契約の締結について【土師サイクリングターミナル建築工事】

○藤井議長 日程第6、議案第58号「工事請負契約の締結について【土師サイクリングターミナル建築工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第58号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、土師サイクリングターミナル建築工事を大之木建設株式会社と3億2,865万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。慎重に審議をしてくださり、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、議案第58号をごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。1、契約の目的、土師サイクリングターミナル建築工事。契約の方法、事後審査型一般競争入札。契約の金額、3億2,865万円。契約の相手方、住所 広島市西区横川町2丁目10番21号、名称 大之木建設株式会社。代表者 取締役社長 大之木雄次郎。

続きまして、説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。裏面のほうになりますが、工事名、工事場所のほうは割愛させていただきます。工期につきましては、安芸高田市議会議決の日の翌日から平成25年3月31日まで。工事概要につきましては、鉄骨造、地上1階建。建築面積993.81平方メートル。延床面積829.03平方メートル。建築一式工事でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上をもって要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 いつものことですが、入札率並びに最低制限価格、さらには今回入

札に参加した業者数、業者名、そして入札参加資格というものをどのようにもってこの入札を実施されたのか。この点についてまずはお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

この入札でございますが、2社応札がございまして大之木建設に落札をしております。最低制限価格につきましては、2億8,345万2,691円でございます。落札率としまして94.99%でございます。

それから、どういった基準で入札をしておるかということでございますが、この入札につきましては、5月22日に公告をしております。入札の参加に必要な資格として次のものを掲げております。

入札参加資格ということで建築一式工事の業種。それから参加資格の格付でございますが、A。それから主なものでございますが、広島県内に主たる営業所を有する者と。それから年間平均工事完成高が予定価格以上。それから建設業法第15条の許可特定建設業の許可が必要というようなものをあげております。そのほか同規模の工事元請実績、あるいは配置技術者の要件といったものもあげております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 今回の建設部長、入札参加資格というようなことを申されましたが、それに該当する業者数というのは何社あるのかというのが1点。

それから5月22日ですから、新しい入札制度の形でやられたんですかね。いわゆるランダム係数を新しく導入されましたよね。そういったものでやられたのか。そうであれば結果的にそのランダム係数が幾らになったのか、その点についてお伺いしたいと思いますし、さらには現在この建築工事の入札は行われましたが、最近入札が停滞してるというようなことを聞いておるんですが、県外、広島県あたりも1カ月程度新しい工事を、入札を控えておるといようなこともあります。安芸高田市では学校の入札に関連してそういったものが停滞をしておるものがあるかないか、そういった点についてお伺いします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 資格要件の公告をしておりますので、先ほど申し上げましたその資格要件で応札された方が2社ということでございます。

それからランダム係数でございますが、このランダム係数は1.0120310411ずっと続くわけでありまして、今公表をしておる数字は以上のけたを公表しているところでございます。以上でございます。

今入札が停滞等云々という質問でございますが、今準備をしておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 最後ですから明確に答えていただかないと次が質問できませんので、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

対象事業者数は特定できますよね、ある程度。その条件で言えば県内ですから。その数というのは把握をされてないということですか。それが先ほども質問の再質問でございます。

それから、新しい工事については準備をしておるということですが、例えば、先に水道工事ですか。そちらのほうの入札が応札をした段階でとまりましたよね。中身が誤差があつたということで中止になりましたが、そういったものも含めてやはりいろいろ聞きますと、この入札というのが停滞しておるのではないかとということで経済的なことも含めていろんな悪い影響が出ておると。特に広島県あたりは具体的にはそういうことが実際あつてゐるようですから、安芸高田市はそういうことはないのかどうか。というのは、本会議でも市長のほうが私の一般質問に対して司法の手が入つてゐるというふうな発言がありました。こういったことも含めて、安芸高田市に関連するようない影響が出てゐるのかどうか。そうであればこの入札そのものをそういった影響があるやにも考えられますので、そういった点を私は確認したいということで御質問させていただいておりますので、明確な御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 先ほどの県内の資格を有する業者ということでございますが、7社をその該当するというふうに見込んでいたところでございます。

それから、その他についてはまた総務部長がお答えいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 入札が停滞しておるのではないかとということでございますが、実は広島県の工事に関しまして談合があるのではないかとというような情報をつかんでおりますが、確たる確証は持っておりません。現在広島県と連携をしながら対応を見きわめたいという状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思いを。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 議案第58号の「工事請負契約の締結について」の反対討論をさせていただきます。

先般も一般質問の中で宿泊等をつくっていただけないかということはお願いをしたところでございます。その後、やはり地域住民の方々のお話を聞きますと、やはりあそこにはいろんな思いがあってそういうのを私らもいまから訴えていこうという運動が始まるように思っております。そういうことを踏まえて、やはり再度設計を直していただいて、再入札ということでお願いをしたいということを希望しまして反対討論といたします。

○藤井議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 先ほど質疑をさせていただく中でそれなりの御答弁をいただきましたが、この入札の参加資格者そのものにもっと工夫がなされる部分があるんじゃないかというような観点から、この入札そのものがいかなのかというところで反対討論をさせていただきますが、先ほど部長のほうがお答えになったように、対象業者数が7社ということでしたよね。広島県内ということですが、こういったことを見ましてもなかなか競争原理が働きにくい状況の一般競争入札の形になったんじゃないかというふうに思います。その中で2社が応札をしたということで、入札率が95%弱ということですから、率としたら以前私が反対をした水道工事の99. 幾らというふうな入札率よりか、かなり下がっておりますが、こういった状況も鑑みまして、もっと地域に経済効果のあるような発注の仕方というのを随分議会でも申し上げてきたようなことを聞いておりますが、例えばそういった観点からすると、これは3億幾らですが、この後全員協議会でも話がありますが、9億幾らの向原の工事、こういったものも本来なら県あたりでも5億円以上ぐらいになるとJVという形をとりまして、地域のランクの下の業者も含めて上位のランクのものと組み合わせをして、それから地域の事業者も一体となって工事をすることによってさらに経済効果が生まれる、そういった入札方法も県あたりも当然考えておられます。そういった観点からしても、今回のランクAということですから、広島県内はそういう形です。例えば、今後いろんな議論があらうと思いますが、向原の建築工事、こういったものも応札者がなかつ

たということですから、こういったものも多分県内のそういったランクで図っておられるのかなという、これは詳しく聞いてみないとわかりませんが、そういった観点からするとJVを組んで行うとか、広島県の枠を超えてもう少し広く募集をすれば、そういった結果にならなかったんじゃないかというようなことも考えられますので、この入札そのものが、先ほども申し上げたように、市長の司法の手が入って部長も答えられたように、広島県もその談合情報というのを精査をしているというような推測ではあるということですが、実際、広島県のほうに呼び出されて調査を受けたという業者も10社近くおるとようなことも聞いております。そういった観点からしても、この時期にこの入札が本当に妥当に評価されるのかどうか、そういった観点から私は疑念が脱げない時期であるということで、もう少し先にこれを判断するような提案をされるべきじゃないかなという観点で反対をさせていただきます。以上です。

○藤井議長 引き続き、反対討論の発言を許します。
(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第58号「工事請負契約の締結について【土師サイクリングターミナル建築工事】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 議員派遣の件について

○藤井議長 日程第7、「議員派遣の件について」の件を議題といたします。  
議員派遣については、会議規則第160条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、決定したいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。  
なお、本件について日時・場所・人数などの変更が生じた場合、その取り扱いについては、議長に御一任いただくことに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。  
~~~~~○~~~~~

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の件について

○藤井議長 日程第8「閉会中の継続審査及び調査の件について」の件を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨の申し出がありました。

これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員